

沼津市下水道条例及び沼津市給水条例の一部改正について

沼津市下水道条例及び沼津市給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月12日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市下水道条例及び沼津市給水条例の一部を改正する条例

(沼津市下水道条例の一部改正)

第1条 沼津市下水道条例（昭和53年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けたものに工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第22条第1項第4号中「（昭和27年法律第292号）」を削る。

(沼津市給水条例の一部改正)

第2条 沼津市給水条例（平成10年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者（指定給水装置工事事業者を含む。以下「指定給水装置工事事業者等」という。）が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第8条第2項、第9条第2項及び第35条第2項中「指定給水装置工事事業者」を

「指定給水装置工事事業者等」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

「提案理由」

災害その他非常の場合における宅内配管の早期復旧を図るため、給水装置工事及び排水設備工事の施行に係る規定を改めるほか、所要の改正を行うものである。